

# 令和7年度版（令和6年9月20日・変更）

前日の状況で対応を判断できる場合、事前に学校の対応について連絡します。

府中市立府中第八中学校における災害時の登校に関する対応方針について

## 【地震の災害対応】

### 1 震度5弱以上の地震が発生した場合の対応 **※気象庁の発表**

(1) 児童・生徒が在宅中に震度5弱以上の地震が発生した場合

○ 学校から連絡があるまで、自宅待機又は、安全な場所に避難してください。

(2) 登下校中に震度5弱以上の地震（これまでに経験したことのない大きな揺れを感じるような地震）が発生した場合

○ 自宅か学校の近い方に避難してください（自宅に保護者等が不在の場合は、学校）。ただし、通学路の状況により、登校や自宅まで戻ることが困難な状況が想定されます。その場合には、文化センター等の公共施設や、被害の少ない商店（大型店等も含む）、子ども緊急避難の家など、人が集まり共助が可能な場所へ避難してください。

○ 学校に戻った児童・生徒は、保護者への引き渡しとする。

※登下校中に地震が起きたらどうするか、ご家庭で話し合いをお願いします。

## 【台風等の災害対応】 **※必ず学校から対応の連絡をします。**

### 1 気象庁から府中市に**暴風警報** 又は、**特別警報**が発表されている場合の対応

【全ての市立小・中学校33校】

○ 午前7時、学校は、保護者に学校の「臨時休業」又は「登校時間の変更」等について連絡します。

### 2 多摩川の水位上昇に伴う対応

(1) 府中市が**高齢者等避難**を発令している場合

① 浸水想定区域内の13校

【府中第三小学校、府中第八小学校、住吉小学校、矢崎小学校、小柳小学校、南白糸台小学校、四谷小学校、南町小学校、日新小学校、府中第三中学校、府中第六中学校、府中第八中学校、府中第九中学校】

○ 午前7時、学校は、保護者に学校の「臨時休業」について連絡します。

② ①以外の20校

○ 午前7時、学校は、保護者に「浸水想定区域に居住する児童・生徒の避難」について連絡します。

・メール内容（例）

浸水想定区域に居住する児童（生徒）は、保護者の方と安全な場所に避難してください。ただし、保護者等と一緒に避難できない場合は、登校させて構いません。

(2) 府中市が避難指示を発令している場合

【全ての市立小・中学校33校】

- 午前7時、学校は、保護者に学校の「臨時休業」について連絡する。

3 土砂災害警戒区域に府中市が避難指示を発令している場合の対応

① 土砂災害警戒区域に含まれる2校

【府中第五小学校、府中第十小学校】

- 午前7時、学校は、保護者に学校の「臨時休業」について連絡します。

② ①以外の31校

- 午前7時、学校は、保護者に「土砂災害警戒区域に居住する児童・生徒の避難」について連絡します。

• メール内容（例）

土砂災害警戒区域に居住する児童（生徒）は、保護者等と安全な場所に避難してください。ただし、保護者等と一緒に避難できない場合は、登校させて構いません。

学校が臨時休業でない場合であっても、安全を第一に考え、保護者の判断で、登校を遅らせたり、自宅待機させたりすることもできます。その場合は、遅刻や欠席にはなりません。